

公益社団法人知財登録協会 施行規則（役員の報酬並びに費用規則）

（適用）

第1条 この規則は、公益社団法人知財登録協会（以下、「本協会」と略す）の役員の報酬並びに費用の支払いに関し、以下のとおり定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち月10日以上勤務する理事をいう。
- （3）非常勤役員とは、監事並びに常勤役員以外の理事をいう。
- （4）報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分される。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費交通費（宿泊費、日当を含む）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第3条 本協会は、役員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

（報酬額の決定）

第4条 本協会の常勤役員の報酬月額、（別表1）常勤役員俸給表に定める金額以内とし、各々の理事の報酬月額は、俸給表のうちから理事会の承認を得て理事長が選定し、社員総会の承認を経て決定するものとする。

2 本協会の非常勤役員である理事の報酬日額は、（別表2）非常勤役員特別任務報酬基準表に定める金額以内とし、各々の理事の報酬日額は、非常勤役員特別任務報酬基準表のうちから理事会の承認を得て理事長が選定し、社員総会の承認を経て決定するものとする。

3 本協会の監事の職務執行に係る報酬日額は、（別表2）非常勤役員特別任務報酬基準表の第2号等級を適用するものとする。

（報酬の支給）

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 月の途中で常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤役員を退任した場合、あるいは死亡した場合は、報酬は日割計算で支給するものとする。

3 報酬は、原則として毎月末に支給する。

（費用）

第6条 本協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについ

ては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。
ただし、実費あるいは2万円の少ない方を上限とする。

(規則の補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会に諮り別に定める。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会及び社員総会の議決を経て変更できるものとする

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

等級	月額
第 1号	200,000
第 2号	300,000
第 3号	400,000
第 4号	500,000
第 5号	600,000
第 6号	700,000
第 7号	800,000

(別表2) 非常勤役員特別任務報酬基準表 (単位: 円)

等級	日額
第 1号	20,000
第 2号	30,000
第 3号	40,000
第 4号	50,000
第 5号	60,000
第 6号	70,000
第 7号	80,000

(以上)